

大総務第 45 号
令和 4 年 8 月 4 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である公益財団法人大阪市救急医療事業団による令和 3 年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市健康局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 5 条第 2 号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和3年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪市救急医療事業団	所管所属名	健康局
-----	-----------------	-------	-----

中期目標	中期目標期間
	令和2年9月11日から令和6年3月31日

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標Ⅰ	診療収入百万円当たりの物件費				
		R2	R3	R4	R5【最終】	
	目標値	401,958円	318,727円	235,497円	235,497円	
	実績値	527,576円	433,142円			
	指標Ⅱ	診療収入百万円当たりの患者窓口未収金額(当該年度分)				
		R2	R3	R4	R5【最終】	
目標値	897円	805円	713円	713円		
実績値	754円	580円				

外郭団体の自己評価	指標の達成状況	C	A: 指標全部達成 B: 指標全部未達成 C: 指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	イ	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価					
	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大継続の影響で診療体制の確保に多大な労力を要したが、大阪市や府医師会など関係団体の協力も得ながら、初期急病患者の診療体制維持・確保及び後送病院の確保を行い、市民の安心・安全な生活に寄与した。物件費については、患者数の増加に伴って診療収入も増加したが、物件費のうち固定経費部分の負担が大きく、目標を達成することができなかった。一方、未収金については、窓口での徴収を強化したり、根気強く督促を行ったことにより、目標を達成することができた。</p> <p>最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について</p> <p>物件費の節減については、光熱水費、消耗品費等の経費を見直すことで固定経費の抑制に努めるとともに、職員のコスト意識を高めて予算を効率的に執行していく。未収金の縮減については、救急医療は、健康保険証や現金を持参していない受診者も多く、未収金が発生しやすい状況にあることから、患者自己負担金の請求を適正に行うことで未収金発生防止に努めるとともに、督促回数の増加など未収金対策を強化することで一定の成果を挙げてきたところであるが、引き続き収納率の向上を図っていく。</p>					

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	<p>診療収入百万円当たりの物件費は、診療収入の増加により、前年度に比べて改善したが、依然として物件費のうち固定費部分の負担が大きいため、目標未達となった。</p> <p>未収金については、回収努力が結果として現れたため、目標達成となった。</p>

市の審査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	イ	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
<p>診療収入百万円当たりの物件費については、前年度に比べて改善したが、固定的物件費の負担が重く、目標とした水準の約74%にとどまった。一方、診療収入百万円当たりの患者窓口未収金額(当該年度分)については、患者自己負担金の請求を適正に行い、未収金発生防止に努めるとともに、督促の回数の増加など未収金対策を強化することで、前年度に引き続き目標を達成した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が多岐に及ぶ中、専門家の評価も踏まえ、事業団による自己評価については妥当であると判断する。</p>			

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価
	<p>令和3年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大が当該団体の事業運営に多大な影響を及ぼすこととなった。具体的には、当該団体が運営する休日急病診療所を受診した患者数がコロナ前(令和元年度)の約43%の水準にとどまり、診療収入も約44%の水準となった。このような状況の中、当該団体として新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、患者、医療従事者の安心、安全を確保しながら、適切に事業運営を行ってきたことは評価できる。令和3年度については、この新型コロナウイルス感染症の影響により、指標Ⅰが未達成という結果となった。令和4年度についても今後の見通しは不透明であるが、そのような中でも引き続き、事業運営を安定的かつ継続的に進めることができる財政基盤の確保を図るよう努めていただきたい。</p>
助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】(※必要な場合のみ)	